

産休規定についての変更事項2 (2009年5月28日理事会承認)

(産休規定) 第8条【6】

変更前)・・・流産した場合は、本総局長宛に届出なければならない。
この場合、その時点で産休は解消される。

変更後)・・・流産あるいは死産した場合でも産休は維持される。
但し、本総局長宛に届出なければならない。

(産休規定) 第8条【7】

変更前)・・・正規のパートナーと出場しても昇降級の対象にはならない。

変更後)・・・正規のパートナーであっても出場できないものとする。